

## 気象警報・特別警報発表に伴う措置

### 1. 「暴風（暴風雪）警報」が発表された場合

#### ①倉敷市を含む地域に暴風（暴風雪）警報が発表された場合

（ア）午前7時の時点で警報が発表されている場合は自宅待機とし、午前9時30分までに警報が解除されたときには、安全に配慮して登校する。

（イ）警報が解除されたときでも、自宅周辺の状況によってはそのまま待機する。

（ウ）午前9時30分の時点で警報が継続している場合は、休校となる。

（エ）定期考査期間中は、午前7時の時点で警報が発表されている場合は休校となる。なお、当日の考査は考査最終日の翌日に実施し、他日分は予定通り実施する。

#### ②倉敷市が含まれない地域に暴風（暴風雪）警報が発表された場合

（ア）自宅のある地域に午前7時の時点で警報が発表されている場合は自宅待機とし、午前9時30分までに警報が解除されたときには、安全に配慮して登校する。

（イ）警報が解除されたときでも、自宅周辺の状況によってはそのまま待機する。

（ウ）午前9時30分の時点で警報が継続している場合はそのまま待機する。

※暴風（暴風雪）警報の発表がない場合でも、自宅周辺の状況が危険である、又は登下校の安全が確保できない旨の申告が保護者からあった場合は自宅待機を認める。

### 2. 「特別警報」（全種類）が発表された場合

（ア）午前7時の時点で岡山県に特別警報が発表されている場合は休校となる。

（イ）（ア）の休校が定期考査期間中の場合は、当日の考査は考査最終日の翌日に実施し、他日分は予定通り実施する。

### 3. 登校後に暴風（暴風雪）警報及び特別警報が発表された場合

登校後に発表された場合は指示に従って行動する。